

狛江玉翠園と在日朝鮮人



企画：こまえ平和フェスタ 2011 実行委員会

パンフレットの発行に寄せて

井上和彦

東京都北多摩郡^{こまえ}狛江村^{いずみ}和泉^{いりうえ}字^あ塚上^あ607番地。多摩川べりの景勝地にあった玉翠園は、これまで料亭や林間学校としての姿ばかりが取り上げられてきた。料亭廃業後の玉翠園はどうなったのか。地域史研究者・石井^{たてき}干城さんが地域情報紙「くらしの窓」や狛江町職員組合機関誌「こま江」に記した文章と、調布ムルレの会が発行した朝鮮史研究者・朴^{パク}慶植^{キョンシク}さんの市民講座の記録を頼りに、手探りで調べはじめた。

「アサヒグラフ」の「特輯・闘ふ朝鮮同胞」は、その冒頭で東京都協和会の錬成道場を取り上げており、この地が戦意発揚と皇国臣民化の象徴として機能していたことを雄弁に物語っている。朴^{パク}慶植^{キョンシク}さんが収集した「解放新聞」は、解放後、日本全国から朝聯中央高等学院に集まった朝鮮人青年たちがいきいきと学ぶ姿を伝えている。狛江の地域史から消し去られた1940年代の玉翠園の姿は、地域史という枠組みに留まることなく、日本人と朝鮮人の関わりを色濃く映し出す時代の鏡であり、東アジアをめぐる歴史の縮図そのものだった。

今回のパネル展示とパンフレット発行にあたり、お力添えいただいた大勢のみなさまに感謝を申し上げますとともに、これが地域史のあり様を見つめなおすきっかけとなることを願ってやまない。

「狛江玉翠園と在日朝鮮人」の展示を企画・実行するまで

平和フェスタ2011の企画に当たり、姜尚中氏の講演が早くに決まり、それとの関連で狛江に住む在日コリアンの実態あるいはその歴史を取り上げたいと検討していた。そこに「みんなの広場」の絹山達也氏から、1年前に井上和彦氏に「加害の歴史から学ぶこと」として玉翠園と在日朝鮮人の話をしてもらったとの情報を得て、また調布ムルレの会の会報に投稿していることを知った。これらの講義録や会報への投稿文を読んでもみると郷土史の発掘的な内容であり、在日問題に深い関心を寄せていることを知った。是非とも取上げてパネル展示にしたいと3月19日に初めて井上氏に会い、その場で快諾を得た。中心は決まった。しかし、なぜ在日コリアンが生まれたのか、その背景を分かりやすく説明しなければならぬし、今でも多くの訴訟があるように問題は山積みであることを知らせなくてはならない。これには展示責任者の日向正文氏が高麗博物館、調布ムルレの会そしてチマチョゴリの会などに接触、バックデータを入手し、準備した。高麗博物館からは多くの貴重な資料を提供していただいた。

こうして、8月15日からの市役所ロビーでの展示が行われた。その展示中に高麗博物館から交流会の提案があり、調布ムルレの会などの参加を得て16名ほどが8月17日に集い、井上氏の講義を受け、現地案内を実施した。

こうした関係者を含め、一般見学者からもパンフレットにして欲しいとの要望が多数寄せられた。それに応えるべく、作成することにした。

狛江平和フェスタ2011 実行委員長 西尾真人

目 次

「堤防」を越えて～玉翠園と在日朝鮮人

- 資料A 玉翠園周辺
 - 資料B 玉翠園
 - 資料C 多摩川の朝鮮人集落
 - 資料D 砂利採掘の朝鮮人労働者
 - 資料E 玉翠園から協和会錬成道場へ
 - 資料F 東京都協和会錬成道場（狛江玉翠園）
 - 資料G 協和会錬成道場から朝聯中央高等学院へ
 - 資料H 民族教育の拠点・朝聯中央高等学院
 - 資料I 民族教育に対する弾圧
 - 資料J 今も続く「同化」への圧力
-
- 付属資料1 在日コリアンの生まれた背景
 - 付属資料2 河目悌二が描いたと思われる『朝鮮人虐殺の図』
 - 付属資料3 連行された朝鮮人の労働現場（戦時労働動員）
 - 付属資料4 在日コリアンをめぐる戦後の法的位置付け
 - 付属資料5 現在も残されている法的問題

「堤防」を越えて～玉翠園と在日朝鮮人

井上和彦

調布市^{そめち}染地と狛江市^{にしいずみ}西和泉にまたがる多摩川住宅が建ち並ぶ辺りは、かつて千町^{せんちょう}耕地と呼ばれ、一面に水田が広がっていました。千町耕地を縁取るように北側から東側へと続く立川崖線が、やがて多摩川に突き当たるところに玉翠園^{ぎよくすいえん}がありました。多摩川を見下ろし、遠く富士山を望む景勝地でした。狛江の玉翠園をめぐる日本人と在日朝鮮人の関わりをたどります。

1 玉翠園の成り立ち

戊辰戦争^{ぼしん}で東征大総督を務めた熾仁^{たるひと}が、猪方村^{いのがた}半繩^{はんなわ}（現・狛江市猪方）の多摩川に來遊した際、この地を遠望し、鬱蒼と生い茂る老松を誉めたことから1887年「有栖川宮御誉之松^{ありす}」の碑が建てられました。この地を私の曾祖母・井上キチと曾祖父・井上半三郎が買い取り、1913年に料亭「玉翠亭」を開業しました。この年、京王電気軌道の笹塚～調布間が開通したので、都心からの客を見込んでのことでしょう（小田急線開通は1927年）。名物のアユを目当てに、国領駅の前身である北浦駅から人力車で客が乗り付けたといえます。

園内には、二階建ての料亭のほか、下谷区^{したや}（現・台東区）教育会附属体育所（林間学校）が開設され、平屋の宿舍二棟が建てられました。林間学校のオフシーズンには宿舍を利用して各種研修会や農繁期保母の講習会なども行われました。

2 渋沢栄一と多摩川万葉歌碑再建

玉翠園の東側には道を隔てて多摩川万葉歌碑が建っています。1819年に流失した歌碑を再建するため、1922年、渋沢栄一を顧問として玉川史蹟猶興会^{たまがわしせきゆうこうかい}が発足（教員から村会議員に転じた曾祖父も理事として参加）。渋沢らが講師となって玉川史蹟講演会が玉翠園宿舎で開かれました。自ら再建費用を寄付し、財界からも寄付を募った渋沢は、京釜鉄道設立など日本の朝鮮植民地支配に深く関わった人物です。1924年、前年の関東大震災で延期になっていた歌碑の除幕式が玉翠園で開かれ、渋沢は記念講演を行いました。

3 関東大震災と多摩川の砂利採掘

関東大震災で6,000人とも7,000人とも言われる朝鮮人を虐殺した日本に対し、植民地朝鮮からは、さらに大勢の朝鮮人が生きるための渡航を余儀なくされました。震災復興のため砂利の需要が急増し、多摩川では大量の砂利が採掘されるようになりました。飯場で暮らす朝鮮人労働者は手掘りでしたが、大資本は浚渫船^{しゅんせつせん}による機械掘りでした。砂利採掘は、やがて川床の岩盤を露出させるに至り、アユの遡上は激減しました。

堀野正雄のグラフ・モンタージュ「玉川べり」(「犯罪科学」誌1932年5月号)は、狛江の多摩川で砂利採掘する朝鮮人の姿を活写。キャプションには「日の出前から職場について手先が見えなくなるまで/しかも一日三十銭の仕拂ひは一ヶ月二ヶ月とのび勝ちで」とあります。

妻の実家が多摩川で砂利採掘業を営んでいたという島村利正の小説「高麗人」(1938～1939年執筆、『島村利正全集第一巻』未知谷刊所収)は、砂利採掘をして暮らす朝鮮人家族の姿を鮮明に描き出しています。完成して間もない堤防は、朝鮮人社会と日本人社会とを隔てる越えがたい障害として描かれました。「内鮮融和」を意識させる小説のクライマックスは、日本人社会の象徴である玉翠園(小説では玉緑園と表記)において、朝鮮の伝統に従って行われる結婚式の場面です。しかし、現実には小説のように運びませんでした。

4 協和会への売却

曾祖父と曾祖母は料亭・玉翠園を廃業しました。その後、土地は建物とともに東京都庁内財団法人東京都協和会に売却され、1943年12月28日、所有権移転登記されました。代金は当時で30万円だったといえます。

「協和」とは「日中戦争・太平洋戦争下における在日朝鮮人『皇民』化の事業」であって「同時期に強行された朝鮮人強制連行と対をなす事業であり、戦争に向けて在日朝鮮人を心身ともに総動員していく事業」、「在日朝鮮人を天皇のために死ぬ臣民に改造する事業にほかならなかった。事業というより国家暴力というべきであったろう」(小沢有作「『協和』を忘却の淵から掬いだすために」、『復刻版協和事業年鑑』)。

朝鮮独立運動の再燃を恐れた政府は、協和事業の実施主体として、国 - 道府県 - 警察署に対応する外郭団体・財団法人中央協和会 - 道府県協和会 - 同支会を組織し、行政の関与を偽装しました(都政施行は1943年)。警察管区ごとに置いた支会は特高課内鮮係が掌握(狛江は府中支会所管)。朝鮮人の中から選んだ補導員をもって朝鮮人を抑圧・統制しました。1944年11月、協和会は興生会に改組しますが、その実態は変わりませんでした。

5 狛江における協和事業

『東京府協和會各支會事業實施狀況』(1940年7月～1941年6月)には、玉翠園のあった狛江村和泉の地名は見当たりませんが、同じ狛江村の駒井・猪方組合会議において「毎朝宮城遙拜ヲナスコト(遠くから天皇の住む皇居をおがむこと)」、「和服奨励(和服着用の強要)」、「皇軍將士慰問金品納付(將校・兵士を慰問するための金品を収奪)」、「隣組強化(近隣同士の相互監視体制強化)」、「敬神觀念ノ涵養(天皇崇拜の強要)」、「國語習得(日本語使用の強要)」、「青年部綜合訓練」等が取りあげられ、「青年部ノ基本訓練」を実施したと報告されています(『協和会関係資料集』第三巻所収)。

6 徴兵のための協和会錬成道場へ

女性や子どもには宮城遙拝や神社参拝、和服着用、日本語使用が強要されましたが、これに加えて男性は兵士養成のための訓練に動員されました。

1942年、政府は朝鮮人に対する徴兵実施を閣議決定。1943年5月には「内地在住朝鮮人男子青年ニ対シ心身^{たんれん}ノ鍛錬、国語^{しゅうじゅく}ノ習熟其ノ他皇国臣民トシテ必須ナル訓練ヲ施シ将来軍務ニ服スベキ場合ニ必要ナル資質^{ほどこ}ノ錬成ヲ為スヲ以テ目的トスル」^{そうていれんせいようこう}壮丁錬成要綱を制定。1944年、朝鮮人に対する徴兵検査を実施、アジア各地の戦場に送り込みました。

土屋文明の「萬葉集武藏國歌」に「最近は玉翠園は錬成場となり、驛^{えき}の表示は除去されてしまつた」とあります（『萬葉紀行』改造社、1943年12月23日発行）。1942年4月3日に脱稿した初出『武藏野隨筆』にはこの記述がないことから、脱稿以降1943年12月までには土地登記に先立って協和会の錬成道場に使われ始めたことがわかります。広い宿舍を備え、多摩川で禊^{みそぎ}ができる玉翠園は錬成道場として最適だったに違いありません。

土地の代金については「^{原文のまま}興生会が同胞のための錬成場所にするため、東京中の同胞有志の基金をあつめて買収した」といいます（李殷直^{リウインジク}『物語「在日」民族教育の夜明け』）。在日朝鮮人を抑圧する錬成道場の購入代金まで当の朝鮮人に負担させていたとは。

当時、曾祖父が狛江村長、曾祖母が愛国婦人会会長だったことが、この売却話に大きく影響したことは想像に難くありません。

7 朝聯による接收

1945年8月15日、日本は敗戦しました。協和会から改組した興生会^{こうせいかい}は、錬成道場となった狛江の玉翠園で関東地方協議会を開き、対応を協議しましたが何も決まりませんでした（李殷直^{リウインジク}『朝鮮の夜明けを求めて』第5部）。

1945年10月15日、広範な在日朝鮮人が結集する全国規模の大衆団体・在日本朝鮮人聯盟（朝聯）^{れんめい ちょうれん}が結成されました。朝聯は緊急課題である帰国同胞の輸送に奔走しました。

帰国同胞を激励するため楽隊を編成した朝聯は、その練習場として、戦時中同胞の募金で購入した玉翠園を接收しました（李殷直^{リウインジク}『物語「在日」民族教育の夜明け』）。

8 民族教育の拠点・朝聯中央高等学院

中堅幹部と教員の養成が急務だった朝聯は、1946年3月に朝聯中央高等学院を、1947年12月に朝聯中央師範学校を、宿舍兼備の玉翠園に設立しました。

「小田原急行電鉄沿線に清らかに流れる多摩川べり 林のなかに朝聯会館があり、そのなかで血沸く青年男女九十二名が朝夕熱心に勉強をしているが、即ちこれが朝聯中央高等学院だ。この建物は終戦までわが同胞たちを物心両面で束縛し圧迫していた協和会の錬成道場だったものを、日本敗戦後、朝聯で接收したものだ。この学

院では朝聯各地方本部から推薦を受けて入学した青年たちから、将来の朝聯の中堅幹部と新朝鮮建設に貢献する人材を養成している」(1946年9月25日付け解放新聞、朴慶植『朝鮮問題資料叢書』補巻、拙訳)。

このほか朝聯現職幹部の短期講習や夏期教員講習会も行われた玉翠園は、朝鮮の未来を担う人材育成の拠点となりました。近隣農家の主婦を賄い要員に雇い入れるなど日本人との交流もあったようです。

9 民族教育に対する弾圧

1948年、朝鮮は分断国家となり、米ソの対立が深まりました。1949年9月8日、GHQと政府は、朝聯に団体等規制令を適用し解散を命令。同年10月19日、文部省は全国337校の朝鮮人学校を接收し、閉鎖または学校教育法に基づく改組を命じました。

「十九日午後一時頃、警官二十余名と都職員十余名が来て、^{〔原文のまま〕}玉川朝聯高等学院を接收しようとしたが、^{キムヒョシク}金孝植学監は接收に関する法的根拠を追及し、金学監と都職員の間で長時間に及ぶ討論があったが、結局武装警官は三十余学院生のスクラムを破った」(1949年10月25日付け解放新聞、拙訳)。このとき大勢の刑事が周囲の畑から監視していたことをのちに私は父から聴きました。朝聯中央高等学院は閉鎖されました。都内15校の朝鮮人小・中・高等学校は都立に移管され、民族教育は課外に追いやられました。

1946年2月に狛江村長の任期を終えた曾祖父・井上半三郎は、同年11月公職追放処分を受けましたが、1952年4月対日講和条約発効により処分解除。同年11月狛江村教育委員に選ばれ、その後、生涯を閉じました。

10 終わりに

地域史のなかで1940年代の玉翠園については多くが語られてきませんでした。聞き取りによって「戦争中、朝鮮人に、戦争に協力する教育をするのだからというので、東京都に売却しました。そのとき朝鮮人の寄付で買ったということから、戦後、朝鮮学校ができて、朝鮮人の所有になり、今は日本興業銀行の社宅になっています」と記録されるようになりました(狛江市中央公民館『郷土のむかし講座』2001年度)。

それでも、砂利採掘の朝鮮人集落、協和会の錬成道場、朝聯中央高等学院など、力強く生きてきた在日朝鮮人の足跡は、未だ多くが「堤防」の外に置き去りのままです。排外主義が喧伝される今だからこそ、そうした地域史のあり様、教育のあり様を問い直したいと思います。

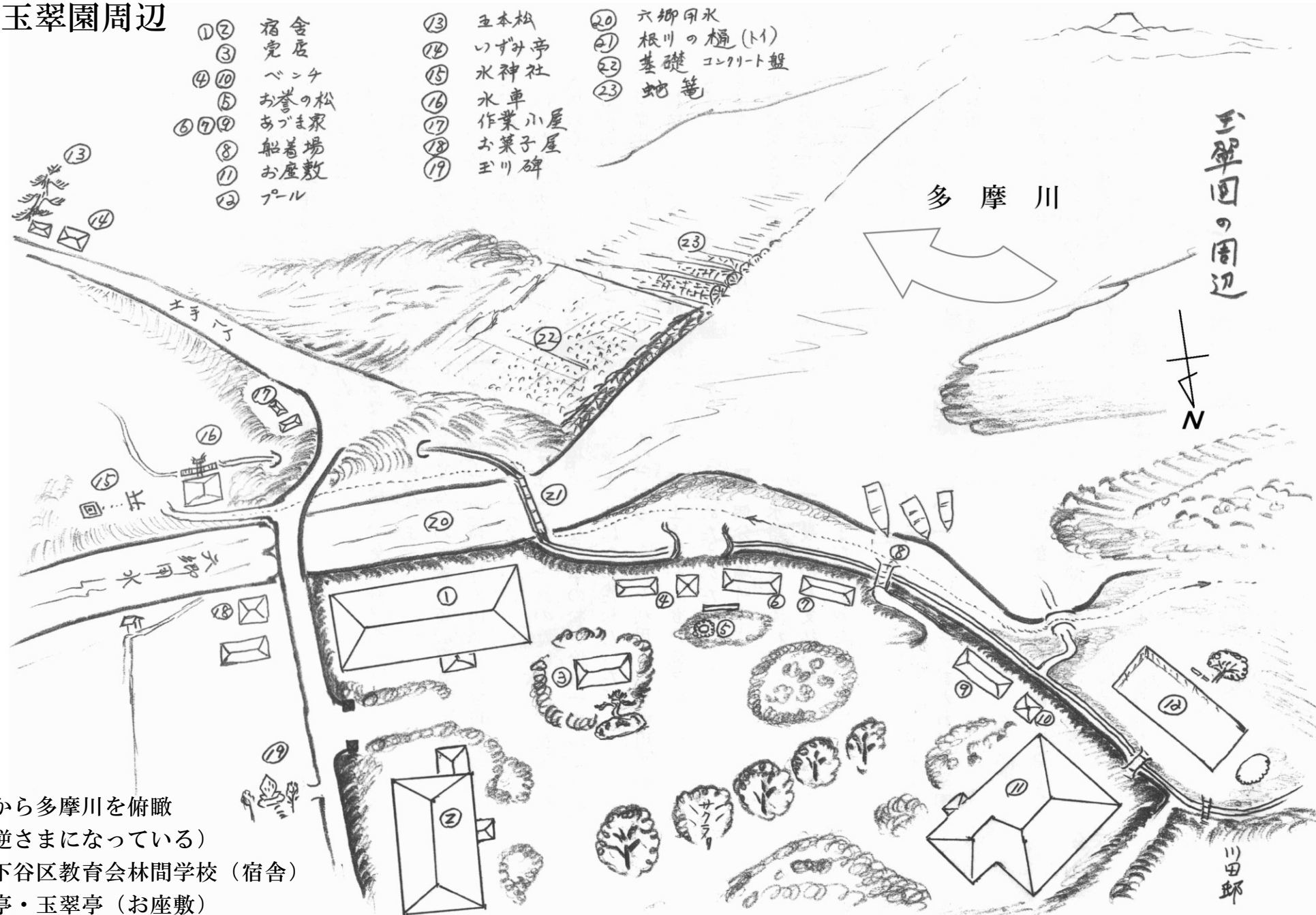
(調布ムルレの会・会報「ムルレ」125～127号の拙稿に加筆。ムルレとは朝鮮語で糸車の意。日本に住む朝鮮人と日本人と一緒に差別のない社会をつくる糸をつむごうという願いを表しています。)

【A】玉翠園周辺

- ①② 舎店 宿舎
- ③ ベンチ
- ④⑩ お誉の松
- ⑤ あづま家
- ⑥⑦⑨ 船着場
- ⑧ お座敷
- ⑪ プール

- ⑬ 五本松
- ⑭ いずみ亭
- ⑮ 水神社
- ⑯ 水車
- ⑰ 作業小屋
- ⑱ お菓子屋
- ⑲ 玉川碑

- ⑳ 六柳用水
- ㉑ 根川の樋(ト)
- ㉒ 基礎 コンクリート盤
- ㉓ 蛇笕



▲玉翠園から多摩川を俯瞰
 (南北が逆さまになっている)
 ①②が下谷区教育会林間学校(宿舎)
 ⑪が料亭・玉翠亭(お座敷)
 ⑲が多摩川万葉歌碑

出典：小町常治『ふるさとの詩 多摩川の流れとともに』(私家版、2001年)に一部加筆

【B】 玉翠園



▲上：多摩川から見た玉翠園（大正時代） 老松が生い茂り四阿が点在 あずまや 堤防はなかった



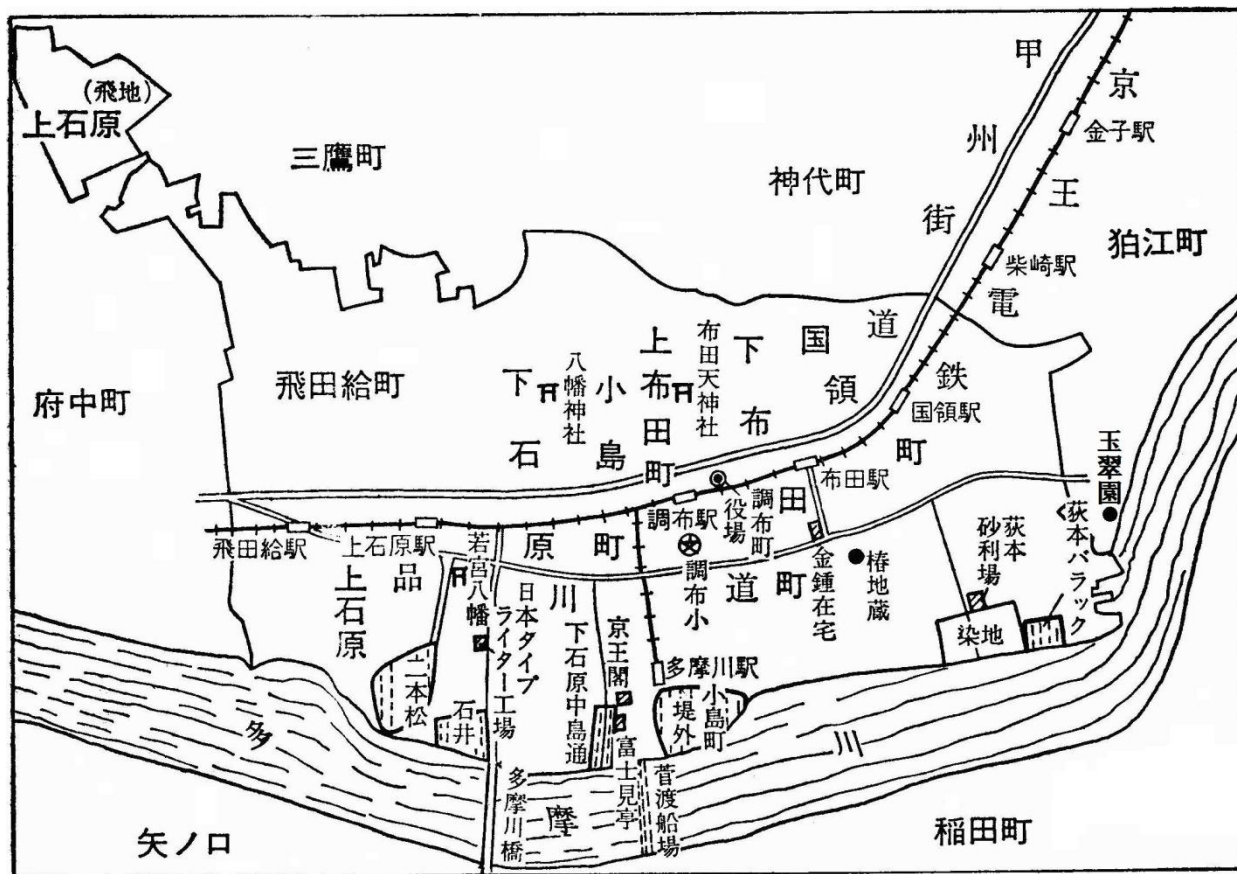
▲左：下谷区教育会林間学校（宿舎、大正時代）



▲右：料亭・玉翠亭（お座敷、大正時代）

出典：狛江市教育委員会『狛江市の民俗Ⅳ－写真でみる狛江のうつりかわり－』
狛江市文化財調査報告書第10集、1990年（写真は井上俊雄氏提供）

【C】多摩川の朝鮮人集落



▲1945年頃の朝鮮人集落（上流から二本松、石井、下石原中島通、小島町堤外、荻本バラック）。実際の多摩川は玉翠園の手前から南（下）に大きく屈曲している。
 出典：金鍾在・述、玉城素・編『渡日韓国人一代』(図書出版社、1978年)に加筆

写真は、1930年代多摩川の朝鮮人集落の様子。

出典：堀野正雄のグラフィック・モンタージュ「玉川べり」(1932年)から抜粋、『コレクション・モダン都市文化 第15巻』ゆまに書房



【D】砂利採掘の朝鮮人労働者



▲1930年代、狛江の多摩川べりで砂利採掘をしながら暮らす朝鮮人の姿がいきいきと写し出されている（写真提供・高麗博物館）
出典：北川冬彦・シナリオ、堀野正雄・構成、グラフ・モンタージュ「玉川べり」、前掲書、ゆまに書房

【E】玉翠園から協和会鍊成道場へ

武藏野隨筆
 定價 三圓二十錢
 昭和十七年十一月十七日 印刷
 昭和十七年十一月二十日 發行 (五〇〇〇部)
 監修 松村英一
 發行者 淺見文吉
 東京市牛込區市谷臺町四番地

居る。私はその再興の消息を知らないが、今の碑石の不安定な形からして集古家樂翁の原碑とは多分に異つたものではないかと感ぜさせられる。玉翠園といふ茶屋の背後道一重に立ててあるが玉川散歩者も多くは見向きもせず過ぎ去つて居るらしい。和泉玉川驛の標示も白河樂翁碑といふよりは萬葉集多麻川歌碑とする方が人の注意を引くかも知れぬ。私は四月のある日の午後急に思ひ立つて此の碑をたづねたのであるが、その後で渡舟で南武電車の登戸に出、分陪川原で京玉電車にのりかへ關戸の延命寺へ廻つた。春登上人の墓に詣でようとしたのである。此の邊の玉川左言へない。都筑、久良岐、橘、そして相摸の鎌倉郡あたりの境界は時により多少の出入があつたとして橘樹郡に柑橘を生ずる好適地があつたと考へても無理ではあるまい。(四月三日夜脱稿)

萬葉集武藏國歌

【左】土屋文明「萬葉集武藏國歌」の初出『武藏野隨筆』文林堂双魚房。鍊成道場に関する記述はない。
 1942年(昭和17年)「四月三日夜脱稿」とある。

萬葉紀行
 出版會承認
 い110092

定價 參圓五拾錢
 特別行爲稅額 拾錢
 總計 參圓六拾錢

昭和十八年十二月二十日 印刷
 昭和十八年十二月二十三日 發行
 (初版1000部)

著者 土屋文明
 發行者 山本三生
 印刷者 植田嘉邦
 印刷所 成文堂
 發行所 改造社
 東京都芝區新橋七ノ十二
 會員番號一〇六〇六七
 振替東京八四〇二

配給元 東京都神田區淡路町二ノ九 日本出版配給株式會社

【右】1943年(昭和18年)12月20日印刷の改造社版『萬葉紀行』。傍線部「最近玉翠園は鍊成場となり、…」と加筆されている。初出脱稿の1942年4月以降、1943年12月までには、土地登記(1943年12月28日)に先立ち玉翠園が協和会の鍊成道場となっていたことを示す。

お召の日に備へて

朝鮮壯丁に對する徴兵制度實施は、盛りたる半島人の熱意のあらはれであつた。若き朝鮮の同胞は、光榮ある第一の徴兵検査を、そして入營を待ち置けて胸を躍らせてゐる。内地在住の壯丁も半島在住の若人もこの晴れの日を翹首してゐる。しかし、皇國民としての朝鮮同胞の力強い姿はたゞそれのみではない。大東亞戰爭完遂のために、半島、内地をとらず、これらの同胞は、先づ食糧増産を第一とし、科學技術、鍊業、重工業、水産業と凡ゆる方面において、戦力増強のために、目覚ましい寄與をなしつつある。

これは半島同胞諸君の闘ふ姿の寸描である。

清冽、多摩のほとり——民、内地の若人たちにおく
 東京都北多摩郡狹間江村和泉
 東京都協和会鍊成道場は
 いま晴れの徴兵検査に臨む
 半島壯丁たちの逞ましい鍊
 磨に明け暮れてゐる。半島
 同胞の赤誠に應へて本年度
 から初めて實施された徴兵
 制度だ。われ等も亦皇國民
 日本語を通しての皇國精神

の涵養を目標とする國語と
 修身の時間、強健な体力の
 養成と責任感の昂揚を目標
 として、清純、自習……と規律
 正しい内鮮一如の生活の上
 に、鍛錬の心身を築かれる。
 是れも軍人に關りたる御
 勲業を奉誦する瀧たる聲が
 響く。

戦艦の仕方に、銃劍術の操
 へに傾ける若き至情が、新
 島の多摩野を赤心一色に染
 め上げる。特に軍から派遣
 された教官と、別所協和會
 主事等の温い指導と薰陶。
 僅か一週間乃至十日の鍊成
 ではあるが、半島壯丁たち
 の練習、夜の修業、中、敬禮
 の練習、下、銃劍術

【F】 東京都協和会鍊成道場（狛江玉翠園）



【上】夜の修養 「正しい日本語を通しての皇國精神の涵養を目標とする 國語と修身の時間」「朝六時の起床から夜九時の消燈まで」



【中】敬礼の演習 【下】銃劍術 「(朝鮮人に対する) 徴兵制度實施を記念して在京十三萬半島同胞の淨財で生れたこのゆかりの道場」



▲出典：アサヒグラフ 1944年（昭和19年）7月20日号「特輯・闘ふ朝鮮同胞」に説明書き加筆。「戦場に続く道への第一歩が踏み出される」

너도나도배와서 新朝鮮建設에 이바지하자

朝鮮中央高等學院



(爲眞說明) 朝鮮中央高等學院學生會

小田原金行電報沿線... 即... 朝鮮中央高等學院이... 小田原金行電報沿線... 即... 朝鮮中央高等學院이... 小田原金行電報沿線... 即... 朝鮮中央高等學院이...

사설한것이다. 朝鮮各地方本部에서 추천한... 朝鮮中央高等學院이... 小田原金行電報沿線... 即... 朝鮮中央高等學院이... 小田原金行電報沿線... 即... 朝鮮中央高等學院이...



李珍珪學監

第一期生五十名을入學시키고... 第二期生五十九名을入學시키며... 第三期生은 지난 九月五일에開學한것이다...

【G】協和会鍊成道場から朝聯中央高等学院へ

君も私も学んで

新朝鮮建設に貢献しよう

朝鮮中央高等学院

小田原急行電鉄沿線に清らかに流れる多摩川... 九十二名が朝夕熱心に勉強をして... 心両面で束縛し圧迫していた協和会の鍊成道場だったのを日本敗戦後、朝聯で接收したものだ。

一、わが学生は祖国の自由独立に献身的努力を期する。
一、わが学生は社会科学究明の達成を期する。
一、わが学生は相互團結して常に人民の前衛となることを期する。

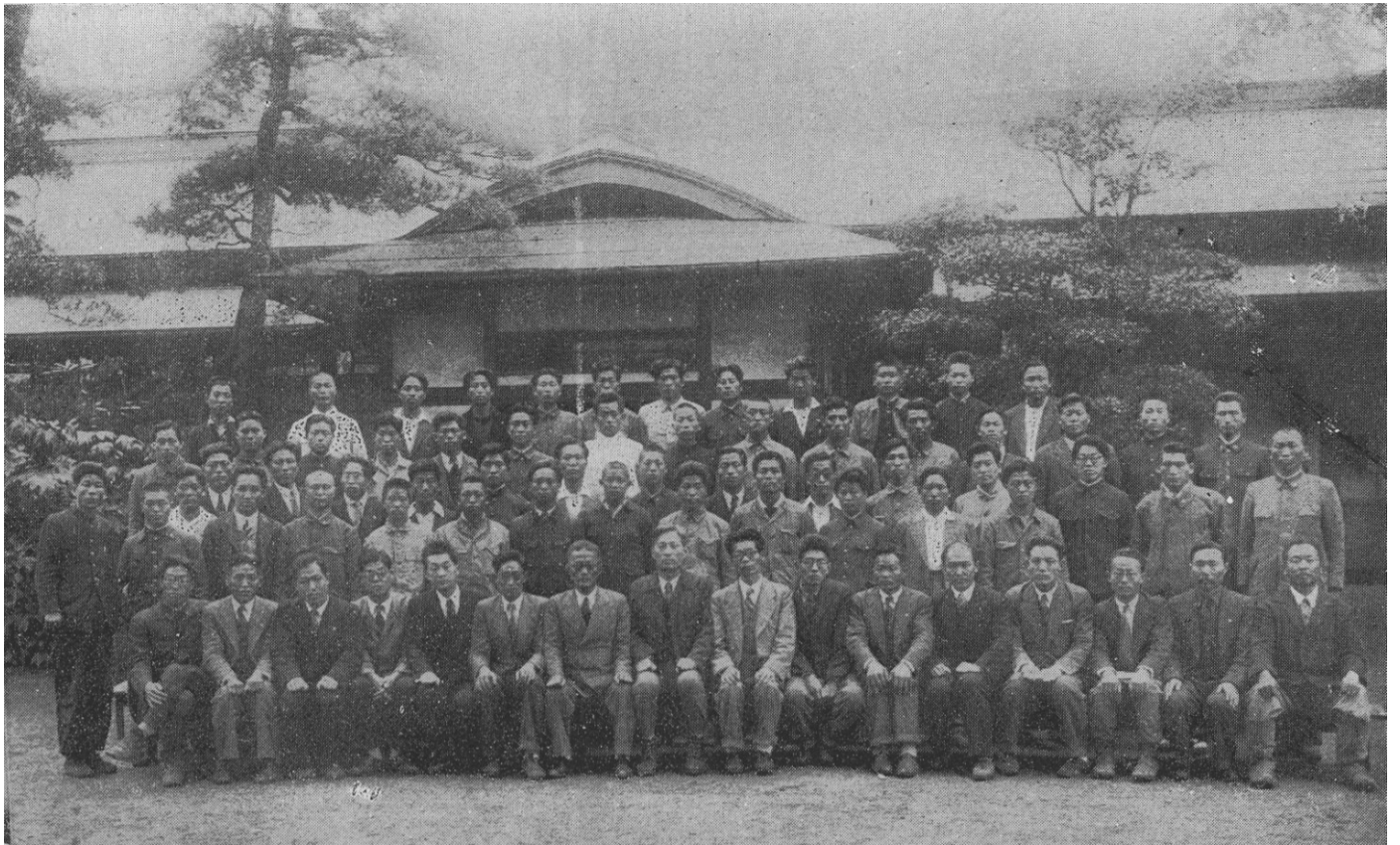
学院で特に重点を置いてる科目は科学的世界観を把握するための社会科学と日帝下の朝鮮の植民地的發展を正確に認識することで解放後に新朝鮮建設の正しい路線を体得させるのに努力している。同時に朝鮮国文を短時日内に完解させるため班に分かれて、特別指導と随時研究討論をしている。学生たちの日常生活の秩序と規律は学生自治委員会で学生総意によって実行されている。現在自治委員会には図書編輯部、雄論部、音楽部体育部が構成され、各自希望する部に加入して活動している。そして本学院は学院内での理論教育だけに偏重することを避け、学院卒業後にも同窓会を組織して地方での各自の活動を常に報告連絡することになっている。

教員夏期講習會

△人員 一〇〇名(全員合宿制)但職員は時と先着順
△期間 七月二十七日—八月二十六日
△場所 東京都北多摩郡柏井村和泉六〇七
△科目 民主民族文化史、高才發展向上、教育者としての義務、理論教育實踐技術(教科全科目)
△目 但學力、經驗、叫び、教科目設置
△講師 中央朝聯師範學校講師、教材編譯委員全員
△申込期限 七月十五日限、本校教務部必置
△開講 七月二十七日午前九時
△品 白米一斗六升、現金貳千圓(次等費)、一、五〇〇
△持 教材—現在朝聯中朝聯外出版印刷等教材全部、膳具及各自必置物品
△其他 膳具及各自必置物品

【一九四八年六月二〇日付け解放新聞(ハンシムン)】
教員夏期講習會を知らせる広告
「東京都北多摩郡柏井村和泉六〇七中央朝鮮師範學校」とある。
「持参品 白米一斗六升」とあるのが、時代を感じさせる。
出典 朴慶植(パクキョンシク)編 『朝鮮問題資料叢書』補巻 (アジア問題研究所 三二書房 一九八四年)

【H】 民族教育の拠点・朝聯中央高等学院



▲朝聯中央高等学院第1期卒業生記念写真（玉翠園宿舎前）。写真集には「建設戦士養成／将来の我われの子ども正しい先生を養成する在日朝聯学院」とのキャプションがある。

出典：朝鮮民衆新聞社・大衆新聞社編纂『解放－朝鮮完全自主獨立一週年記念寫眞帳』1946年の復刻版『写真集・朝鮮解放1年』（新幹社、1994年）



▲中央朝聯師範学校における教員夏季講習会の記念写真（玉翠園、1948年8月21日）

出典：金徳龍『朝鮮学校の戦後史－1945-1972 [増補改訂版]』（社会評論社、2004年）

朝連系学校を接收 文部省 指令

文部省では在日朝鮮人学校の措置について検討中であつたが、さる九月八日解散した朝連の経営する学校に対して十九日午前八時から一せいに閉鎖接收するよう十八日深夜各都道府県知事に依命通牒を發した、なお民団系の各学校については学校教育法並に教育基本法の趣旨にそつよう二週間の期限附の経営を發した、全国の朝連系学校は約二百五十余校、児童数約三万人である

都内二校閉鎖

廿校に通達完了

都学務課では十九日正午都内の朝鮮人学校廿校に対し通告

を行つたがうち二校はこれを拒否した、「途中省略」その他都下狛江村朝鮮中央高等学園でも約七、八十名がスクラム組んで一時接收を妨害したが

完了した、そのほか十七校でも一部に若干の紛争はあつたがそれぞれ完了した、なお都内の閉鎖校は朝鮮中央高等学園と北区上十条二の二朝連工学校の二校であつた

【一九四九年一〇月二〇日付 け讀賣新聞】



一月七拾四(隔日取)
發行所 解放新聞社
東京都中央区日本橋本町1ノ1
電話日本(4) 3915
編集長 金 秉 勳

民主教育防衛に蹶起 日政ド디어學校를暴壓

1949年10月21日(金曜日) 第308号

민주 교육의 防衛를 위한 蹶起
일 오전 八시부터 전국적으로 조선인 소학교 중학교 고등학교 동맹학원 3백여교에 대하여 폐쇄(閉鎖) 또는 개조(改組)를 주장하는 지방에 따라 다소 차이가 있는 모양이다

民主教育防衛に蹶起 しよう / 日本政府 ついに学校を暴圧

まず朝連・民青を解散させた日本政府は、その後さまざま方法で追撃を加えてきたところ、ついに十九日午前八時から全国的に朝鮮人小学校・中学校・高等学院三百余校に対し閉鎖または改組を通告してきて、十九日現在で閉鎖されたところは東京都内二か所

(中央高等学院 東京工業学校)だが、接收状態は地方によって多少差異がある模様である。

【一九四九年一〇月二一日付 け解放新聞(ヘバンシンム) 井上和彦訳】

宿舎は未接收

朝連中央高等学院

十九日午後一時頃、警官二十余名と都職員十余名が来て、玉川朝連高等学院を接收しよ

うとしたが、金孝植学監は接收に関する法的根拠を追及し、金学監と都職員のおいだに長時間に及ぶ討論があつたが、結局武装警官は三十余学院生のスクラムを破つた。

【一九四九年一〇月二五日付 け解放新聞(ヘバンシンム) 井上和彦訳】

出典 朴慶植(パクキョンシク)『朝鮮問題資料叢書』補巻(アジア問題研究所、三一書房、一九八四年)

従前の氏名朴敬淑

井上和彦

よくあることさ

帰化申請の相談に来たおばさんが

カウンターに広げた書類

日本が植民地朝鮮に制定した

戸籍の写しなんだ

ずらりと並んだ名前たちが

みんな二重線で消されてる

『氏ヲ木下ト届出昭和拾五年七月参拾壹日受附』

『昭和拾八年拾壹月拾七日光州地方法院ノ許可ニ因リ』

其ノ名昌鎬ヲ昌夫ト

其ノ名氏ヲ貞子ト

其ノ名洪燮ヲ洪一ト

其ノ名洪哲ヲ洪二ト

其ノ名孝順ヲ孝子ト

其ノ名敬淑ヲ敬子ト……

改名届出同月貳拾五日受附』

これが「創氏改名」さ

「内地人式ノ氏名」を届ければ

「皇國臣民」として

「天皇陛下」のために戦死することが許されたのさ

朝鮮解放後

戸籍の名前はもとに戻ったけれど

おばさんの外国人登録証明書には

『(安田征子) 朴征子』と書かれていたよ

おばさん

帰化っていうのはね

日本の戸籍によつて管理され

「日本人」に同化させられることなんだ

単なる国籍の取得じゃないんだよ

いま、おばさんは

どんな思いで帰化しようとしてるんだらう

どうして帰化しなければならなんだらう

カウンターのなかの俺は

何も聞くことができなかったよ

いま再びおばさんに

「内地人式ノ氏名」を申請させるのはだれだ

「日本人」になれと迫るのはだれだ

それはほかでもない

日本の戸籍によつて管理され

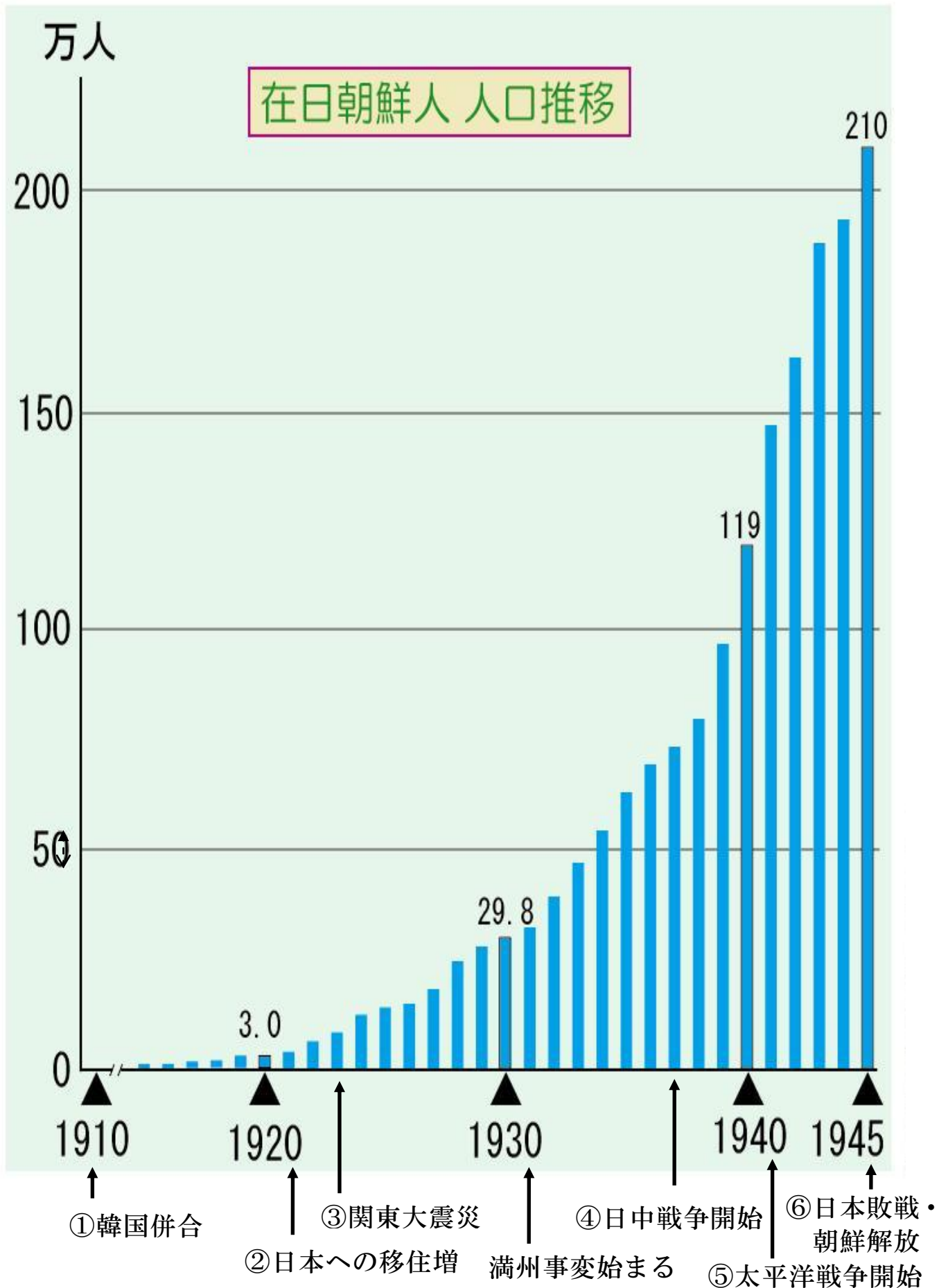
「内地人式ノ氏名」を名乗りながら

たまたま日本で暮らしてきた

俺たちじゃないか

そつだろ

付属資料 1 在日コリアンの生まれた背景



① 韓国併合（1910年：明治43年） (在日数：併合時は1,000人前後)

日本（大日本帝国）による朝鮮（大韓帝国）の植民地化 → 国民を日本国籍にした。

土地調査事業（1910～1918年：明治43～大正7年）で測量及び申告により所有権を確定した。周知されず、多くの農民は申告しなかったため、土地を没収された。

→ 多くの農民が土地を失い、小作化したり日本や中国に移住した。

② 日本への移住増加（1920年代） (1921年：35,876人→1929年：276,031人)

日本の米不足解消のため朝鮮米を大量移入

→ そのため、朝鮮での食糧難が起き、日本への土工人夫応募が増加（炭坑、鉱山、港湾、橋梁建設など）

③ 関東大震災（1923年：大正12年） (1923年：80,617人)

混乱の中、流言飛語により6千人以上の朝鮮人が殺害されたといわれる。

震災後の復興需要により、多摩川での砂利採取事業がいっそう拡大する。

④ 日中戦争はじまる（1937年：昭和12年） (1937年：735,689人)

「協和会」全国組織化（1939年：昭和14年）→ 皇民化政策の徹底

※皇民化政策（日本語教育、天皇崇拜、国家への忠誠、神社参拝など）

「朝鮮人労務者内地移住に関する件」（1939年：昭和14年）

会社募集による労働動員を開始

→ 虚偽の条件による募集、低賃金の上に様々な天引き、不十分な食事などが横行

「朝鮮人の氏名に関する件」公布（1940年：昭和15年）

→ 創氏改名により日本式の名前をつけさせた。

⑤ 太平洋戦争勃発（1941年：昭和16年） (1941年：1,469,230人)

「朝鮮人労務者活用に関する方策」閣議決定（1942年：昭和17年）

官斡旋による労働動員を開始

→ 人数を地域ごとに割り当てたため、強制連行につながった。

「徴兵制」を本土朝鮮人、在日朝鮮人、在満朝鮮人にも適用（1944年：昭和19年）

「国民徴用令」を朝鮮人にも適用 → 「徴用」による労働動員を開始

広島・長崎に原爆投下（1945年：昭和20年） → 在日朝鮮人も多数被爆
（広島：7万人、長崎：2万人）

⑥ 日本敗戦・朝鮮解放（1945年：昭和20年） （終戦時：約210万人）

送還事業（日本政府と連合国軍(GHQ)1945～1946年：昭和20～21年）により約140万人が帰国。また、日本赤十字社と朝鮮赤十字会（北朝鮮）による帰還事業（1959～1984年：昭和34～59年）により約9万人が北朝鮮へ移住した。

その後、新たな入出国や日本での出生、日本への帰化を含めて、60万人前後で推移している。



付属資料2 河目悌二が描いたと思われる『朝鮮人虐殺の図』

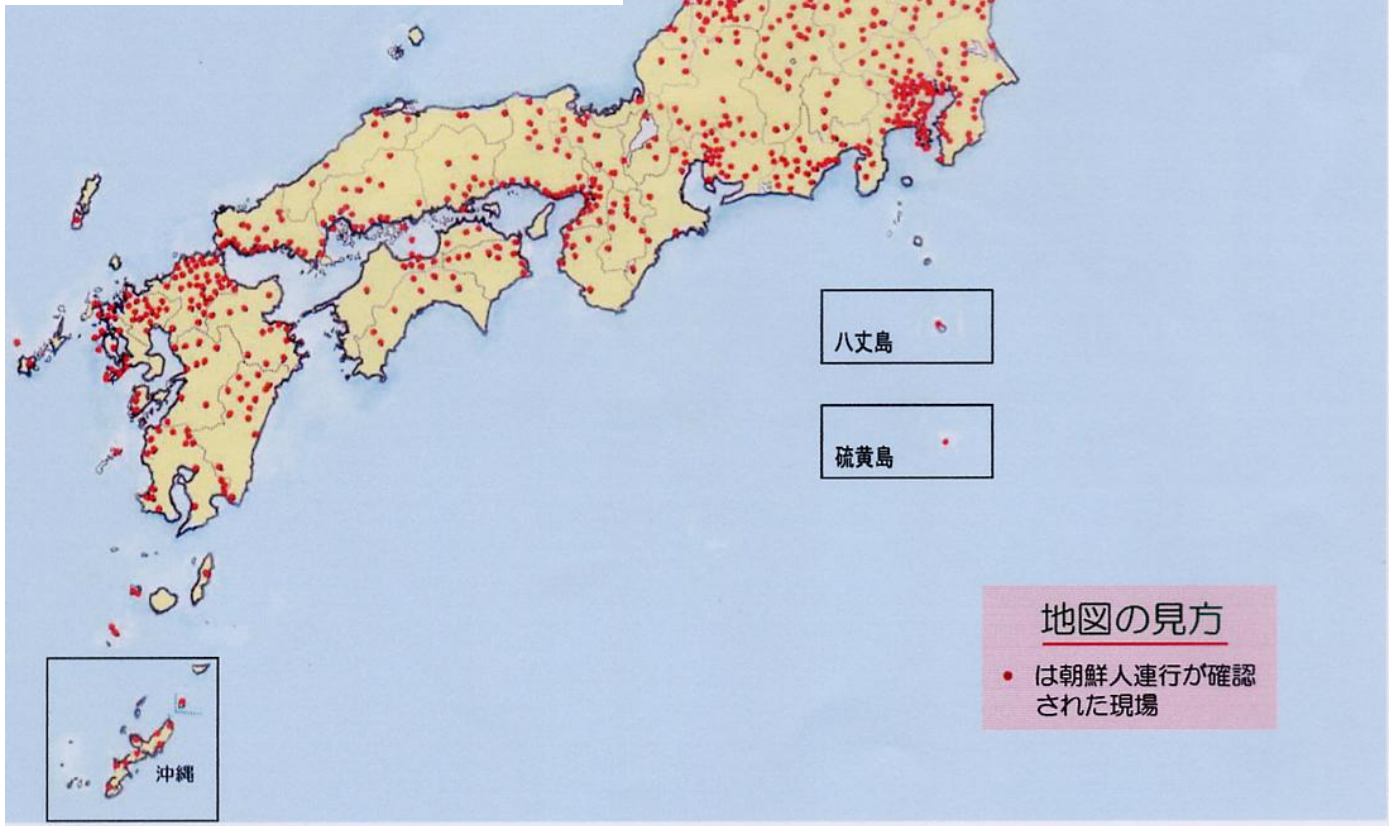
この絵には、河川敷で軍隊・警察・自警団と虐殺された朝鮮人、後ろ手に縛られまさに殺されようとしている朝鮮人が描かれており、後方には群衆が柵を乗り越えて虐殺に加わろうとしている。この絵は、関東大震災での朝鮮人虐殺の縮図となっている。

○戦時労働動員とは

強制連行、強制労働、民族差別の3点を含む概念として、企業への朝鮮人強制連行を朝鮮人戦時労働動員という（山田昭次・古庄正・樋口雄一著「朝鮮人戦時労働動員」より）

1939 年秋に始まった「会社募集」は「官斡旋」に強化され、戦争末期になり「徴用」といい、有無を言わずに連行してきて働かせた。

連行された 70 万人余の連行先は、日本国内全域、南樺太（サハリン）、南洋諸島に及んだ。そのうちほぼ半数は炭坑に、残りは鉱山・土木建築・工場・港湾荷役・農業へと送りこまれた。炭坑の労働は特に危険できつく寮から逃げ出す人が続出した。また、抵抗する朝鮮人を「タコ部屋」送りにするなど、厳しい労務管理を行った。



付属資料 3 連行された朝鮮人の労働現場（戦時労働動員）

出典：高麗博物館「『韓国併合』100年と在日韓国・朝鮮人」（「戦時朝鮮人強制労働調査資料集」より）

付属資料4 在日コリアンをめぐる戦後の法的位置付け

日本の敗戦（1945年）までは日本国民とされ、納税や徴用・兵役の義務とともに参政権や社会保障の対象とされていましたが、戦後の日本の政策によって翻弄されてきました。

①普通選挙法改定（1945年）

日本国籍があるにもかかわらず、在日の選挙権・被選挙権が停止された。

②外国人登録令（1947. 5. 2：日本国憲法施行の前日）（大日本帝国憲法下の最後の勅令）

「台湾人のうち内務大臣の定める者及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」

→ 日本国籍を保有させたまま「外国人登録義務」「登録証常時携帯義務」を課した。

③日本国憲法（1946. 11. 3 公布、1947. 5. 3 施行）

第14条（法の下での平等）は、原案では「すべての人は…」として外国人も含めていたが、「すべて国民は…」と日本国籍をもつ者だけを対象とするように定められた。

④サンフランシスコ講和条約 発効の際の法務府民事局長通達（1952年）

「条約発効の日から…朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本国籍を喪失する」 → 日本国籍の剥奪

国際的に植民地解放に際しては、国籍選択の自由が与えられるのが一般的だが、日本においては一方的に剥奪された。日本国憲法10条では「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」となっているが、局長通達で実施された。

付属資料5 現在も残されている法的問題

日本の政策の結果、「在日」は外国人の中でも特殊な存在となり、様々な曲折を経て永住権が認められたものの、いまだに残された問題があります。これらは、私たち日本人自身の課題です。

日本が国際人権規約(1979年)や難民条約(1981年)を批准する中で、国際的要請を受けて国内の諸制度を改善し、社会保障などの法制度における国籍要件が緩和、撤廃されてきています。しかし、現在も次のような法的差別が残されています。

①参政権・公務就任権

国政および地方選挙における参政権(投票権、被選挙権)が無い。

公務就任権(管理職公務員への登用や裁判所調停委員への任用)において差別がある。

②戦没者・戦傷者援護法

恩給法をはじめとする13の援護法すべてに国籍要件がある。

※内外の批判を受けて、サンフランシスコ条約に伴って国籍を喪失した戦没者遺族等に一時金支給(2000年)がなされた。一方、その後の「シベリア抑留者に関する特別措置法」(2010年)による一時金支給では国籍要件が設けられている。

③国民年金制度

厚生年金については、戦後のGHQ指示により、国籍要件が撤廃されたが、その後(1959年)に制定された国民年金には国籍条項が設けられた。それは1982年に撤廃されたものの、その際に経過措置がとられなかったために、

- ・ 現在85才以上の高齢者
- ・ 1982年時点で20才を超え、障害のある人

は、無年金者(年金支給の対象外)となっている。

④高校授業料の無償化

国際人権規約には、中等教育(高校など)を無償にしていくことが謳われているが、批准している160カ国のうちでこの規定を留保しているのはマダガスカルと日本のみ。ようやく各種学校を含め、無償化が進められているが、各種学校のひとつである朝鮮学校は対象から外されている。

作成：こまえ平和フェスタ 2011 実行委員会

連絡先：狛江市役所 企画財政部 政策室

〒201-8585 狛江市和泉本町 1-1-5

TEL 03 (3430) 1111 (内線 2454)

FAX 03 (3430) 6870

mail kyodot@city.komae.lg.jp